

作業基準

令和6年12月14日

北上川に舟っこを運航する盛岡の会

目次

第1章	目的
第2章	作業体制
第3章	危険物等の取扱い
第4章	乗下船作業
第5章	旅客の遵守事項等の周知

第1章 目的

(目的)

第1条 この基準は、安全管理規程に基づき、北上川上流盛岡地区舟運復活事業航路の作業に関する基準を明確にし、もって輸送に関連する作業の安全を確保することを目的とする。

第2章 作業体制

(作業体制)

第2条 運航管理補助者は、陸上において、乗船待機中の旅客の整理、乗下船する旅客の誘導、船舶の離着岸時の綱取り及び綱放し等の作業を実施する。

2 船長は、乗下船する旅客の誘導、離着岸時における諸作業を実施する。

第3章 危険物等の取扱い

(危険物等の取扱い)

第3条 危険物の運送は行わない。

2 運航管理補助者は、刀剣、銃器、兵器その他旅客の安全を害するおそれのある物品の取扱いについて、運航管理者の指示に従い、運送を拒絶するか又は一定の条件をつけて運送を引き受けるものとする。

3 運航管理補助者は、旅客の手荷物、小荷物その他の物品が前2項の物品に該当するおそれがあると認めるときは、運航管理者の指示を受けて運送申込人の立会いのもとに点検し、必要な措置を講ずるものとする。

4 陸上作業員は前3項の措置を講じたときは、直ちに、その状況を運航管理者(船長)に報告するものとする。

第4章 乗下船作業

(乗船作業)

第4条 旅客の乗船は、原則として離岸5分前とする。

2 離岸5分前になったときは、運航管理補助者は旅客の乗船を開始するよう合図する。

3 運航管理補助者は旅客を乗船口に誘導する。

4 運航管理補助者は、乗船旅客数(無料幼児を含む。)を把握し、旅客定員を超えていないことを確認して、それぞれ運航管理者(船長)に乗船旅客数を報告する。

(離岸作業)

第5条 運航管理者(船長)及び運航管理補助者は、旅客の乗船が完了したときは迅速に離岸作業を行う。

(着岸作業)

第6条 運航管理補助者は、船舶の着岸時刻5分前になったときは着岸準備を行い、着岸に際しては迅速、確実に着岸作業を実施する。

2 運航管理補助者は、船内放送等により着岸時の衝撃による旅客の転倒事故を防止するため、旅客へ着席や手すりへの掴まりを指示する。また、乗客の怪我の防止のため、接岸時に舟の縁に手を置かないよう注意を促す。

(係留中の保安)

第7条 運航管理者(船長)及び運航管理補助者は、係留中、旅客の安全に支障のないよう係留方法等に十分留意する。

(下船作業)

第8条 船長は、船体が完全に着岸したことを確認したときは、その旨運航管理補助者に合図する。

2 運航管理補助者は、旅客を誘導して下船させ、下船完了後、船長に報告する。

第5章 旅客の遵守事項等の周知

(乗船待ち旅客に対する遵守事項等の周知)

第9条 運航管理者(船長)又は運航管理補助者は、乗船待ちの旅客に対して次の事項を掲示等により周知しなければならない。周知事項の掲示場所は旅客待合所又は発着場とする。

(1) 旅客は乗下船時及び船内においては係員の誘導に従うこと。

(2) 船内においては、乗船中の者に危害を加えるような行為又は迷惑をかける行為をしないこと。

(3) その他旅客の安全に関して旅客に周知すべき事項

(乗船旅客に対する遵守事項等の周知)

第10条 船長は、船内の旅客が見やすい場所に次の事項を掲示しなければならない。

- (1) 旅客の禁止事項
- (2) 救命胴衣の着用方法
- (3) 非常の際の避難要領（非常信号、避難経路等）
- (4) 病気、盗難等が発生した場合の乗組員への通報
- (5) 下船及び非常の際には係員の指示に従うこと。

（旅客に対する救命胴衣着用に関する指示）

第 11 条 船長は、救命胴衣の着用に関し、旅客に対し、乗船前に以下の措置を講じなければならない。

- (1) 旅客には、常時救命胴衣の着用を徹底させること。
- (2) 適切な小児用の小型船舶用救命胴衣を備え、12 歳未満の児童には、その着用を徹底させること。
- (3) 救命胴衣を着用しない、又は着用が困難な旅客については、乗船させないこと。

（乗組員の救命胴衣着用の着用）

第 12 条 運航管理者は、船長その他の乗組員に自ら救命胴衣を着用させなければならない。